在宅医療支援システム研究会次第

日時　平成２７年１１月２４（火）
　　１８時３０分～
場所　介護老人保健施設くろかみ　研修室

１　開　　会

２　あいさつ

３　報告・紹介事項

（１）会長から

（２）新見地域医療連携推進研修会（11/19）について

（３）新見地域医療連携推進研修会（12/1）について

（４）平成２７年度新見市健康づくり推進大会（12/8）について

（５）電子会議室について

（６）その他

４　協議（意見交換）事項

（１）Ｚ連携普及スケジュールについて

（２）平成２８年度在宅医療・介護連携推進事業について

　　①　拠点の在り方について

　　②　地域の医療・介護関係者等が参画する会議について

（３）その他

５　その他

次回開催日

平成　　年　　月　　日（　　）

別紙

在宅医療・介護連携推進事業の手引き

Ｖｅｒ．１　（抜粋）

厚生労働省

老健局老人保健課

平成２７年３月

目　次

一　在宅医療・介護連携推進事業の背景及び手引きの基本的考え方

二　在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について

－【目的】【ポイント】【実施内容・実施方法】【留意事項】－

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

（カ）医療・介護関係者の研修

（キ）地域住民への普及啓発

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

三　在宅医療・介護連携推進事業の実施に当たっての留意事項

四　都道府県の役割について

一　在宅医療・介護連携推進事業の背景及び手引きの基本的考え方

○　７５歳以上高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多い。

○　そのため、いわゆる団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、高齢者の権利擁護についての支援を受けながら、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められる。

○　また、在宅医療・介護連携については、従来から問われ続けてきた重要課題の一つであるが、医療と介護については、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題があった。

○　このような背景の下、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援については、これまで、厚生労働省在宅医療連携拠点事業委託費を活用した在宅医療連携拠点事業（平成２３・２４年度）、地域医療再生臨時特例交付金を活用した在宅医療連携推進事業（平成２５年度～）において実施されてきたところであるが、これらの成果を踏まえ、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけ、全国的に取り組むこととなった。

○　具体的には、市区町村が地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力して、地域の医療・介護関係者が参画する会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施することとなる。

○　この事業では、平成２７年度以降取組を開始し、平成３０年４月には全国の市区町村で取り組むこととなるため、市区町村が在宅医療・介護連携推進事業を円滑に実施できるよう本手引きを取りまとめたので、市区町村における取組の参考にしていただきたい。

○　また、本事業が普及されるに従い、多くの取組が実施されることとなるが、今後、全国の取組事例を収集・整理することによって、より、効果的に本事業が実施できるよう、手引きを改定する予定である。

○　なお、各地域での在宅医療・介護連携の推進に係る（ア）から（ク）についての先進的な取組事例、実施体制や予算、取組のポイント等については、下記の調査研究事業を参考にしていただきたい。

URL：http://www.nri.com/jp/opinion/r_report/pdf/201502_report_1.pdf

「地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護連携の推進における、実践的な市町村支援ツールの作成に関する調査研究事業」（平成２６年度厚生労働省老人保健健康増進等事業　野村総合研究所）

二　在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について

○　在宅医療・介護連携推進事業は、（ア）地域の医療・介護の資源の把握、（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援、（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援、（カ）医療・介護関係者の研修、（キ）地域住民への普及啓発（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携、の８つの取組からなる。

○　本事業の円滑な実施のため、市区町村の行政組織内に、在宅医療・介護連携の推進に関する業務についての担当部署を決定し、市区町村が主体的に協議を進め、それぞれの取組を実施していくことが重要である。

○　地域の実情やそれぞれの取組の専門性に鑑みて委託が可能であるが、委託する場合においても、市区町村が、在宅医療・介護連携推進事業の全体の取組を管理・調整していくことが必要である。

○　また、本事業を推進するにあたっては、市区町村が、事業実施に係る検討段階から、郡市区医師会等の地域における医療・介護の関係団体等（以下「関係団体等」という）と協議するなど、本事業の円滑な実施に向けて、地域における医療・介護関係者と連携することが重要である。

○　本事業の取組における成果物の周知等においても、医療関係者への周知は郡市区医師会等、介護関係者への周知には地域包括支援センター等の幅広い関与、協力を得つつ進めていくことが重要である。

○　なお、本事業の取組は、複数の市区町村による実施が効果的・効率的であると考えられる場合は、共同実施が可能である。

○　以降は、当該事業における（ア）から（ク）の具体的取組について、目的・方法・留意事項等について取りまとめたので、市区町村における取組の参考にしていただきたい。

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。

【目的】

在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること。

【ポイント】

（１）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催事務について委託することは差し支えないが、議題等、会議の開催前後に検討が必要となる事項については、市区町村が主体的に取組む必要がある。

（２）課題及び対応策についての検討の結果、それぞれの事項について更なる検討が必要とされた場合は、ワーキンググループ等を設置する。

（３）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議のワーキンググループ等は、（ア）から（ク）の他の事業項目の実施に係る検討の場として活用される。

【実施内容・実施方法】

（１）在宅医療及び介護の提供状況（（ア）の結果）、在宅医療・介護連携の取組の現状を踏まえ、市区町村が在宅医療・介護連携の課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり、医療・介護関係者や、その連携担当者等の顔の見える関係づくり、住民啓発等）を抽出する。

（２）抽出された課題の対応策について、事前に市区町村が検討する。

（３）医療・介護関係者の参画する会議を開催し、市区町村が検討した対応案等について検討する。

【留意事項】

（１）会議の構成員については、郡市区医師会等の医療関係者、介護関係者、地域包括支援センター等に加え、地域の実情に応じて、訪問看護事業所、訪問歯科診療を行う歯科医療機関、在宅への訪問薬剤管理指導を行う薬局等の参加を求めることが望ましい。

（２）課題を抽出する際は、重要度及び優先順位も考慮する。

（３）検討する議題に応じて、在宅医療・介護連携に関する有識者、都道府県関係部局、保健所等の担当者の参加を求めることが望ましい。

（４）必要に応じて、在宅医療や介護を提供している者等からヒアリングを行うことも考えられる。

（５）会議の進行等に当たっては、特定の関係者に発言が偏ることがないよう、関係者の専門性の違い等に配慮しつつ広く関係者の発言を求める。

（６）会議は定期的に開催すること。ただし、開催頻度は地域の実情に応じて決定することで差し支えない。

（７）医療・介護関係者が参画する会議を開催し、地域の在宅医療・介護連携の課題とその対応策について検討することが主旨であるため、地域の実情に応じて既存の会議を活用することも差し支えない。

（８）特に、地域ケア会議については、議題、出席者の職種、回数等が当該事業の主旨を満たすものであれば、活用を検討していただき差し支えない。ただし、その場合であっても、医療・介護関係者が参画する会議を開催する前に、市区町村が課題の整理や対応策について検討することが必要である。

長寿第１４５２号
平成27年11月11日

公益社団法人　岡山県医師会
会　長　　石川　　紘　　殿

岡山県保健福祉部長

リハビリテーション専門職の派遣に関するお願いについて

本県の高齢者福祉行政につきましては、平素より、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の介護保険制度改正により、市町村において、介護予防事業、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職の協力を必要とする機会が増えることが見込まれますが、リハビリテーション専門職の広域派遣調整は県が行うこととされております。

このため、県では、市町村の意向を把握しつつ、岡山県理学療法士会等と調整を行い、「岡山県地域リハビリテーション育成・広域派遣事業」を８月から実施しておりますが、来年度以降は、市町村からの派遣要望がさらに多く見込まれることから、医療機関等の御了解をいただいた上で、当該医療機関等に勤務するリハビリテーション専門職についても派遣したいと考えております。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき、各医療機関等の業務に支障を来さない範囲でのリハビリテーション専門職の派遣について、各医療機関等の御協力が得られるよう何卒御高配を賜りたく、お願い申し上げます。

岡山県医師会
受付
27.11.12

問合せ先
岡山県長寿社会課介護保険推進班（坂井）
直通　086－226－7324
Email　youko_sakai@pref.okayama.lg.jp

（参考）

岡山県地域リハビリテーションリーダー育成・広域派遣事業

（目的）

第１　後期高齢者及び高齢者のみ世帯の増加に伴い、今後も増加する要支援・要介護高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を継続できるようにするため、市町村において、介護予防事業、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。以下「リハ職」という。）を必要とする機会が増えることから、これに対応する人材を育成するとともに、リハ職の広域派遣調整の体制整備を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２　岡山県

事業の全部を（一社）岡山県理学療法士会、（一社）岡山県作業療法士会及び岡山県言語聴覚士会による合同組織「岡山県リハビリテーション専門職団体連絡会」（以下「リハ団体連絡会」という。）に委託して実施することとする。

（事業内容）

第３　次の１から３までに掲げる事業、その他地域リハビリテーション育成・広域派遣に必要な事業を実施する。

１．地域リハビリテーションリーダーの育成

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の中堅クラスの者の中から、市町村事業に参加協力する上で中核的な役割を担う地域リハビリテーションリーダー（以下、「リーダー」という。）を育成するため、地域診断、マネジメント、その他資質向上に資する内容の研修を実施する。

２．市町村事業に参加協力するリハ職のOJT

リーダー以外のリハ職に対し、予め、スタートアップ研修を実施し、市町村事業に関する理解を深めるとともに、市町村事業に参加した後、さらにフォローアップ研修を実施することにより、市町村事業に必要なスキルの向上を図る。

また、リハ職間における情報の共有を図るためのツールの整備を行う。

３．市町村事業に対するリハ職の広域派遣調整

市町村に対し、次年度のリハ職の派遣希望を照会するとともに、リハ職の派遣調整を行い、結果を市町村に通知する。なお、市町村に対する連絡窓口を設けることとする。

４．その他の事業

本事業を円滑に遂行するために、必要に応じて、リハ団体連絡会、県及び市町村等による会議を開催する。

介護予防・介護報収

Z連携普及スケジュール進行表

項　目	担 当 者	月	11			12				1				2				3					
		日	15		30	1		15		31	1		15		31	1		15		29	1		15
		曜日	日		月	火		火		木	金		金		日	月		月		月	火		火
電子会議室																							
申込	ＮＤＳ		17日			2日																	
運用	ＮＤＳ					2日															2日		
導入支援　病院	ＮＤＳ・まんさく					2日			16日														
導入支援　居宅	ＮＤＳ・まんさく					2日			16日														
中間評価	まんさく												17日		21日								
評価	まんさく																				2日		10日
Ｚ連携説明会																							
打ち合わせ	ＮＤＳ・まんさく												15日		29日								
案内送付	まんさく												20日		23日								
開催	ＮＤＳ・まんさく															9日			19日				
Ｚ連携リーフレットの作成	ＮＤＳ・まんさく																			29日			
情報共有項目の検討	ＮＤＳ・まんさく										14日												
スカイプ　通信状況調査	ＮＤＳ・まんさく								30日														
アイパッドレンタル評価	ＮＤＳ・まんさく					1日		5日															
スカイプ導入支援	ＮＤＳ・まんさく							5日							31日								

平成27年度
新見市健康づくり推進大会

「血糖値」が気になるあなた？糖尿病の正しい
知識を学んで、生活習慣を見直してみませんか！



日　時　平成27年12月8日（火）
13:30～15:30　（受付 13:00～）

会　場　まなび広場にいみ　小ホール

内　容　★講　演

演題「踏み出そう！初めの一歩。小さなことからコツコツと。」
～検診で異常を言われたその先に～

独立行政法人国立病院機構　岡山医療センター
糖尿病・代謝内科　**太田　徹　先生**

★8020達成者表彰

申込み　参加希望の方は健康づくり課へお電話等で
お申込みください

申込み先　〒718-0016　新見市金谷640-1
新見市健康づくり課　TEL　0867-72-6129
FAX　0867-72-6613

【主催】新見市　【共催】新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会　【後援】備北保健所新見支所

新見地域医療連携推進研修会
～岡山倉敷地域の病院との広域連携～

日時　平成２７年１２月１日（火）１８時３０分～２０時３０分
（１８時００分受付開始）

場所　阿新農業協同組合　３階会議室
住所　新見市高尾２４２３　電話　０８６７－７２－３１３３

新見地域医療ネットワークでは、医療や介護の必要な住民がよりよい生活が送れるように保健・医療・福祉の関係者の連携を推進するため、多職種による研修会や普及啓発を行っています。
今回は、高度急性期のほとんどを受けていただく岡山倉敷地域の病院と広域連携を推進するため連携の窓口となる方をお迎えし、御講演をいただきます。岡山倉敷地域の医療機関とより身近な関係づくりをめざしています。

◇シンポジウム「岡山倉敷地域の病院との広域連携～在宅支援に向けて～」

●講話「川崎医科大学附属病院の退院支援の取り組み紹介」
講師　川崎医科大学付属病院　患者診療支援センター
医療ソーシャルワーカー　武内宏憲　氏



●講話「岡山医療センターの退院支援の取り組み紹介」
講師　独立行政法人国立病院機構岡山医療センター
退院支援看護師　黒原かおり　氏

●講話「広域医療連携アンケート結果報告から～新見地域の取り組み～」
新見地域医療ネットワーク委員

●グループワーク「県南病院と新見地域のよりよい広域医療連携について」
●グループ発表
●助言・まとめ
新見医師会長　太田　隆正　先生
川崎医科大学附属病院医療ソーシャルワーカー武内宏憲　氏
岡山医療センター　退院支援看護師　黒原かおり　氏

◇対　　象　保健・医療・福祉施設･事業所等の関係者　　約８０人
新見地域医療ネットワーク委員

◇申込方法　裏面申込書によりＦＡＸでお申し込みください
締　　切　平成２７年１１月２４日(火)必着

◇申込先及び問合せ先
新見地域医療ネットワーク事務局（岡山県備北保健所新見支所）
住所　新見市高尾２４００
電話　0867-72-6633　　FAX　0867-72-8537